

**紫波町新学校給食センター整備事業
設計・建設業務プロポーザル実施要領**

**令和7年12月
紫波町地域づくり課**

目 次

第1 総則

第2 プロポーザルの概要

- 1 業務名称
- 2 業務場所
- 3 事業方式
- 4 業務内容
- 5 事業期間
- 6 提案金額

第3 施設の基本的な考え方及び整備計画

第4 参加資格要件

- 1 構成員に共通する資格要件
- 2 求める企業（単独または共同企業体の構成員）の資格
- 3 共同企業体に関する要件

第5 スケジュール（予定）

第6 提出書類

- 1 提出書類
- 2 提出方法

第7 質疑応答

- 1 質問方法
- 2 受付期間
- 3 回答方法

第8 プレゼンテーション

- 1 実施概要
- 2 プレゼンテーション

第9 審査及び評価

- 1 審査体制
- 2 審査方法

- 3 評価項目
- 4 優秀提案者の選定

第 10 審査結果の通知及び公表

第 11 失格事項

第 12 契約等

第 13 その他留意事項

- 1 費用負担
- 2 使用言語等
- 3 提出書類の取扱い
- 4 提案書類の著作権
- 5 疑義

第 14 問い合わせ先及び書類提出先

第1 総則

現在の紫波町学校給食センターは開所から 50 年を越え、施設の老朽化が顕著となっています。栄養教諭や調理員、調理会社の尽力により、大きな事故や食中毒の発生はこれまでなく、給食を提供し続けてきました。

現在のセンターは現行の「学校給食衛生管理基準」を満たしておらず、解決すべき多くの問題を抱えています。「安心・安全でおいしい学校給食の提供」「地域産業に寄与するセンター」を基本方針として、新たな学校給食センターの建て替えを行います。

整備を進めるにあたり、学校給食センター整備において肝要である厨房設備事業者を先行して選定し、導入する厨房設備をプランニングしております。

導入予定の厨房設備を軸として、「紫波町新学校給食センター基本計画書」（以下「基本計画書」という。）に定める「安心・安全でおいしい学校給食の提供」及び「地域産業に寄与するセンター」という基本方針に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力（ノウハウ）を活用し、財政資金の効率的かつ効果的な活用を図るとともに、町民に対し安全・安心で質の高い公共サービスを提供することを目的とします。

本要領は、~~紫波町（以下「町」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した~~「紫波町新学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。選定された事業者は、厨房設備事業者と連携し、施設の設計・建設を行うものとします。

なお、本プロポーザルは、令和8年度以降の町の予算の成立及び文部科学省が所管する「学校環境改善交付金」の交付を前提として実施するものです。予算が成立しない場合、または交付金が交付されない場合、その他のやむを得ない理由により事業の実施が困難となった場合は、本プロポーザルに基づく手続きを中止または延期、あるいは内容を変更することがあります。この場合において、提案及び協議等に要した費用等について、町は一切の補償を行いません。

第2 プロポーザルの概要

- 1 業務名称 紫波町新学校給食センター整備事業 設計・建設業務
- 2 業務場所 紫波町平沢字長尾沢 99 番地 1 (うち、利用予定敷地面積約 6,250 m²)
- 3 事業方式 ~~BTM (Build Transfer Maintenance) - DB (Design Build) 方式~~

選定された事業者が、~~自らの資金調達により~~本施設の設計 (Design)・建設 (Build) を行い、完成後に町に所有権を移転 (Transfer) した上で、事業契約に基づき、事業期間にわたり本施設の維持管理業務 (Maintenance) を行う方式とします。なお、施設整備費等については、事業者が一時負担 (資金調達) を行い、町は引渡し後の維持管理期間において、サービス対価として分割して支払います。

ただし、紫波町新学校給食センター整備事業実施方針で示す通り、国の交付金等の状況により、DB 方式 (デザインビルド方式) に変更する可能性があります。DB 方式に変更となった場合、提案されたサービス対価 B (維持管理費) 及び C (金利相当分) は契約対象外とし、資金調達計画書等の提案書類に対する評価は、参考扱いとします。

4 業務内容

- (1) 設計業務 (基本設計、実施設計、その他設計に必要な調査・申請等業務)
- (2) 建設・工事監理業務 (建築、電気設備、機械設備、外構工事、植栽工事、既存埋設物撤去、インフラ引込工事等本施設の建設に必要な一切の工事及び工事監理業務)
※厨房設備そのものの調達・設置は本業務の範囲に含みません。ただし、厨房設備を設置するためには必要な建築側の準備 (スペース確保、ユーティリティ接続準備等) に関する設計及び工事は本業務の範囲に含みます。
- (3) 開業準備業務 (施設供用開始に向けた準備業務)
- (4) 官公庁等への手続き及び関連業務
- ~~(5) 維持管理業務 (建物本体及び外構、導入設備の保守管理、定期点検、法定点検等)~~
- ~~(6) 修繕・更新業務 (長期修繕計画に基づく修繕、及び日常的な小規模修繕・部品交換)~~
- ~~(7) 資金調達業務~~
- ~~(8-5) その他、これらを実施する上で必要な資金調達等を含む関連業務~~

5 事業期間

事業期間は、下記のとおりします。ただし、詳細なスケジュールについては契約協議において行うものとし、工期及び引き渡しの時期について短縮または延長が必要と想定される場合には、提案時点において短縮または延長を想定したスケジュールを提示することを妨げません。

- (1) 建設期間 契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで
- (2) 設計・建設期間 令和8年4月～令和9年6月
- (3) 本施設の引き渡し 令和9年6月
- (4) 開業準備期間 本施設の引き渡し後、令和9年8月 (供用開始) までの期間。ただし、上記期間を短縮又は超過した工期の提案を妨げない。
- ~~(5) 維持管理期間 引渡し日の翌日～令和23年3月31日 (約14年間)~~

6 提案金額

~~(1) 提案金額の内訳~~

~~ア サービス対価A（施設整備費） 設計・建設費相当額。~~

~~イ サービス対価B（維持管理費） 維持管理業務の対価。※物価変動（スライド制）の適用については、事業契約書において定める。~~

~~ウ サービス対価C（金利相当分） サービス対価Aの資金調達に係る金利相当分。~~

~~(2) サービス購入費の提案上限額~~

~~ア サービス対価A 18億5,020万円~~

~~イ サービス対価A・B・Cの総額 22億6,000万円~~

第3 施設の基本的な考え方及び整備計画

基本計画書及び要求水準書を参照すること。

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、設計、建築一式工事、工事監理等を行う単独企業または複数の企業からなる共同企業体とし、以下の要件をすべて満たす者とします。

1 構成員に共通する資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 紫波町暴力団排除条例（平成24年紫波町条例第30号）第2条第1号から第4号までに規定する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者。

2 求める企業（単独または共同企業体の構成員）の資格

本業務を履行するために、以下の技術者及び登録・許可を有する企業で構成されていること。

(1) 設計業務担当

ア 一級建築士事務所の登録を受けている者。

イ 管理技術者として一級建築士を配置できる者。

(2) 建設業務担当

ア 紫波町建設工事等に係る資格者名簿に登載されている者又は登載される見込みのある者。

イ 特定建設業の許可（建築一式工事）を受けている者。

ウ 監理技術者として一級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者を配置できる者。

3 共同企業体に関する要件

- (1) 共同企業体で参加する場合は、代表企業を定めること。
- (2) 2で求める資格は、いずれかの構成員が満たしていればよい。
- (3) 構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

第5 スケジュール（予定）

項目	日程	備考
公募開始	令和7年12月19日（金）	
実施要領等に関する質問受付期間	令和8年1月20日（火）まで	
質問への最終回答	令和8年1月27日（火）	
参加表明書及び提案書提出期限	令和8年2月16日（月）	午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和8年2月下旬	
審査結果通知	令和8年2月下旬	
契約予定時期	令和8年3月または4月	議会承認後
設計・建設	令和8年4月から令和9年6月末	
センター開所	令和9年8月20日を目指	

※日程は都合により変更となる場合があります。変更する場合は、参加者へ別途連絡します。

第6 提出書類

1 提出書類

提出書類については、紙媒体は正本1部、副本7部を提出すること。電子媒体は1部。

- (1) 参加表明書（様式1又は様式1-1）
- (2) 記約書（様式2）（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）
- (3) 業務実績調書（様式3）
- (4) 配置予定技術者の資格・実績調書（様式4）
- (5) 技術提案書（任意様式。A4版、両面10枚以内。ただし、配置図、平面図、立面図、断面図、イメージパース等の図面資料については、上記枚数制限に含めず「図面集（A3またはA4版）」として別冊添付することを認めます。）
- (6) 価格提案書（様式5）
~~※サービス対価A・B・Cの内訳~~
- (7) 工程表（任意様式）
- ~~(8) 資金調達計画書（様式任意）※借入先、金利条件、返済計画等を記載したもの。~~
- ~~(9-8) 上記内容を収録した電子媒体（CD-R等の記録媒体またはEメール等による電子データの送付も可とする。ファイル形式はPDFとする。)~~

2 提出方法

担当課へ持参、又は郵送により提出すること。郵送の場合は提出期限内に必着のこと。

第7 質疑応答

1 質問方法

本実施要領及び別途提示する資料等に関する質問は、質問書（様式は任意とする。）に内容を簡潔に記載し、持参又は電子メールにて担当宛てに送付すること。電子メールの件名は「【質問】紫波町新学校給食センター整備事業設計・建設業務プロポーザル（会社名）」とすること。電話による質問は受け付けません。なお、電子メールで送付した場合は受信確認を行うことを推奨します。

2 受付期間 上記第5の期間内とします。

3 回答方法

提出された質問への回答は、町役場のウェブサイト等で公開します。ただし、質問者の氏名は公表しません。

第8 プレゼンテーション

1 実施概要

提出された提案書に基づき、内容の確認及び評価のため、プレゼンテーションを実施します。日時、場所、実施方法等の詳細は、提案者に対し別途通知します。

2 プレゼンテーション

現場での対応及び指導を担当する予定の者の出席を必須とし、提案内容を十分に説明できる者（責任者、担当技術者等）を含め、1提案者あたり説明30分、質疑応答30分程度とします（時間は変更する可能性があります）。提出された提案書及び電子データ（PowerPoint等を想定）を用いて説明を行ってください。追加資料の配布は不可とします。プロジェクター及びスクリーンは町で用意します。プレゼンテーションは非公開とします。他の提案者の傍聴は認めません。

第9 審査及び評価

1 審査体制

町が設置する「紫波町新学校給食センター整備事業設計・建設業務プロポーザル事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査を行います。選定委員会の委員の所属及び氏名は、優秀提案者の決定まで公表しません。

2 審査方法

提出された提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容に基づき、別途定める評価基準に従って総合的に評価し、優れた提案を行った者を優秀提案者として選定します。

3 評価項目

ア 基本計画・要求水準書等への適合性・理解度（60点）

イ 施設計画の具体性・機能性（40点）

ウ ライフサイクルコストの低減（省エネ性、維持管理性含む）（30点）

エ 業務執行体制・実績・経営基盤—資金調達の確実性（30点）

オ 価格の妥当性（40点）

合計（200点）

4 優秀提案者の選定

審査の結果、優れた提案者を優秀提案者とします。ただし、提案者全員が、満点の60%に満たない場合は、優秀提案者を選定しないことがあります。

なお、先に実施した「紫波町新学校給食センター整備事業設計・建設業務アイディア提案募集」において提案を行った事業者（1者）には、実施結果に基づき、本プロポーザルの評価点に加え、別途3%（6点）の加点を行います。

~~また、DB方式に変更となった場合、サービス対価B及びCは評価の対象外とし、評価項目ウについては施設の省エネ性・維持管理コストを対象として扱います。~~

第10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対し、書面により通知します。

優秀提案者の名称及び提案概要（一部）は、町のウェブサイト等で公表する場合があります。

なお、審査内容や個別の評価点に関する問い合わせには対応しません。

第11 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、その提案者の参加資格及び提案を無効とします。契約締結後に判明した場合も同様とします。

- 1 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- 2 提出書類に虚偽の記載が含まれていた場合。
- 3 提出期限を過ぎて書類が提出された場合。
- 4 本実施要領に定める手続き及び要件を満たさなかった場合。
- 5 審査の公平性を害する行為（不当な働きかけ等）があったと認められる場合。
- 6 選定委員や町職員等に対し、本プロポーザルに関する不正な接触を図った場合。

第12 契約等

- 1 優秀提案者は、本整備に関する契約の優先交渉権者となります。
- 2 優秀提案者は、別途町が発注する新学校給食センター厨房設備導入業務において、厨房設備事業者に対し、機器の配置、施工等に関する技術的な助言及び協力をを行うものとします。これに係る費用は優秀提案者の負担とします。なお、厨房設備事業者の責に帰すべき事由により、本事業の工程や設計内容に著しい変更が生じた場合は、町と事業者が協議の上、工期の変更や費用の負担について決定するものとします。
- 3 本事業に係る契約は、本プロポーザルの結果及び優先交渉権者との協議に基づき、別途締結します。契約金額は、提出された提案価格を上限としますが、仕様協議等により変更となる場合があります。
- 4 本プロポーザルは、令和8年度以降の町予算の成立及び文部科学省が所管する「学校環境改善交付金」の交付を前提として実施するものです。予算が成立しない場合、または交付金

が交付されない場合、その他のやむを得ない理由により事業の実施が困難となった場合は、本プロポーザルに基づく手続きを中止または延期することがあります。この場合において、提案及び協議等に要した費用等について、町は一切の補償を行いません。

5 優秀提案者が正当な理由なく契約交渉に応じない場合、または契約締結に至らなかつた場合は、次点の評価を得た提案者と契約交渉を行う場合があります。

第13 その他留意事項

1 費用負担

本プロポーザルへの参加に係る書類作成、プレゼンテーション、ヒアリング等、一切の費用は提案者の負担とします。

2 使用言語等

提出書類及び質疑応答等に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の計量法に基づくもの、時刻は日本標準時とします。

3 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。提案内容は、本事業の目的以外には使用しません。

4 提案書類の著作権

著作権は提案者に帰属します。ただし、町は本プロポーザル及び関連業務に必要な範囲で、提案書類の全部または一部を無償で使用、複製できるものとします。なお、本業務により作成された成果物（設計図書、完成図書等）の著作権は、町に帰属するものとします。

5 疑義

本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、紫波町契約規則等の関係法令に基づき処理し、疑義が生じた場合は、町と提案者が協議の上、決定します。

第14 問い合わせ先及び書類提出先

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町 企画総務部 地域づくり課（担当 高橋）

電話 019-672-2111（内線 2326） 電子メール chiiki@town.shiwa.iwate.jp